

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	所管課	部局	報告 書 ページ
	② 延滞金の未請求について	指摘	<p>【現状・問題点】 法人市民税決定通知書への未記載を理由に延滞金を請求しないと判断した事例があるが、このような判断は事実上のものであり適正ではなく、本来は修正した法人市民税決定通知書により、改めて通知を行うことが考えられる。</p> <p>【結果】 延滞金の減免の判断は、法令等の根拠（地方税法第15条の9第4項、国税通則法第63条第5項等）に基づいて行われるべきものであり、当該案件のように根拠なく延滞金を請求しない実務は適正ではないと考えられるため、所管部課の内部で、このような判断がなされた経緯及び再発防止策を具体的に検討し、部課内で周知徹底されたい。</p>	<p>今回の事案は、延滞金について納入の通知をしておらず、徴収の要件を満たしていないことから滞納管理システム上、債権額を抹消するために「減免」機能を使用したもので、正式に延滞金の減免をしたものではありません。</p> <p>また、本事案の対象者は、既に事業を休止しており、換価可能な財産も無いことから滞納処分の執行を停止し、本税についても即時消滅させているため、延滞金について改めて通知できる状況ではありません。</p> <p>しかし、本事案のあった平成27年1月当時、延滞金について納入の通知を行っていないことは問題があるとして、今後は法人市民税決定通知書に延滞金についての通知を併せて行うよう事務を改めました。</p>	措置等を講じた	収納課	財政部	49
[債権番号 101] 1. 市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権について	⑧ 差押え可能な状況下での不納欠損処理について	指摘	<p>【現状・問題点】 平成14年度の住民税の滞納債権について、平成23年度に勤務先照会を実施し、照会結果により給与について差押えが可能であったにも拘らず差押を実施せず、平成28年度に消滅時効が完成したことを理由に不納欠損処理を行っている事例が存在した。</p> <p>【結果】 従前の調査により差し押さえ可能な財産が判明していた場合には、少なくとも消滅時効の完成前に、再度調査を実施し、滞納処分が可能であれば滞納処分を実施されたい。</p>	<p>時効到来債権の確認を行う時期が現状では遅いため、欠損せざるを得ない状況が生じていました。</p> <p>平成31年度からは確認を行う時期を早め、時効管理を適切に行うよう事務を改めます。</p> <p>また、調査等によって得られた情報は担当リーダー以上で確認し、差押等の進行管理を行っていくよう平成30年度の滞納整理方針に盛り込むこととしました。</p>	措置等を講じた	収納課	財政部	55
	⑨ 差押えを受けた滞納者に係る不納欠損処理について	指摘	<p>【現状・問題点】 平成23年度の住民税等の滞納債権について、平成28年度に消滅時効の完成による不納欠損処理を行った事例の中で、平成23年度以前の滞納債権に基づき滞納処分による不動産等の差押を実施しているにも拘らず、消滅時効が完成したことを理由に不納欠損処理を行っている事例が存在した。</p> <p>債務者に財産が存在するのであれば、超過差押に該当しない限り、新たに発生した滞納債権についても滞納処分を実施しなければならない。しかし、収納課では超過差押に該当するか否かの調査を実施せず、新たに滞納処分に至らないまま、消滅時効の完成を理由に不納欠損処理を行っている。</p> <p>【結果】 既に滞納処分による差し押さえが実施されている場合には、超過差押に該当しない限り、新たに発生した滞納債権についても滞納処分を実施されたい。</p>	<p>時効到来債権の確認を行う時期が現状では遅いため、欠損せざるを得ない状況が生じていました。</p> <p>平成31年度からは確認を行う時期を早め、時効管理を適切に行うよう事務を改めます。</p>	措置等を講じた	収納課	財政部	56
[債権番号:105] 5. 路上喫煙過料(普通徴収)に係る未収債権について	① 清掃活動への参加の案内について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市ぼい捨て等防止条例施行規則第4条の3において、「過料の処分の決定を受けた者に対し、本市が条例の目的を達成するために実施する清掃活動への参加を促すための案内をするものとする」と規定されている。しかし、環境サービス課において同条例施行規則の定めによる案内は行われていない。</p> <p>【結果】 柏市ぼい捨て等防止条例施行規則に基づき過料の処分の決定を受けたものに対し、清掃活動の参加を促すための案内を実施されたい。</p>	<p>例年ゴミゼロ運動に参加していただいているボランティア団体等に参加を依頼する公文書環サ第15号「平成30年度ゴミゼロ運動への各種団体の参加について」において、過料処分対象者に対し、案内文を送付しました。</p>	措置等を講じた	環境サービス課	環境部	104
[債権番号:201] 1. 生活保護費返還金債権に係る未収債権について	⑧ 不納欠損処理について	指摘	<p>【現状・問題点】 平成28年度における生活保護費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成27年度及び平成28年度において、時効完成により消滅していることが明らかな債権が存在するにもかかわらず、不納欠損処理が行われていないケースがあった。</p> <p>回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化等を妨げる一因となることから、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続きを適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 公債権については、時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅するのであるから、時効が完成した債権については、速やかに不納欠損処理を実施する事務を徹底されたい。</p>	<p>毎年4月及び5月の出納整理期間に年度分の時効消滅債権をまとめて不納欠損処理するという運用になっていましたが、これでは担当の引継ぎの際等に不納欠損漏れが生じる可能性が高いため、時効によって債権が消滅した場合には、都度不納欠損処理を行う運用に変更しました。</p>	措置等を講じた	生活支援課	保健福祉部	117

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	所管課	部局	報告 書 ページ
[債権番号:203] 3. 過年度戻入債権に係る未収債権について	⑤ 不納欠損処理について	指摘	<p>【現状・問題点】 平成28年度における過年度戻入債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成27年度及び平成28年度において、時効完成により消滅していることが明らかな債権が存在するにもかかわらず、不納欠損処理が行われていないケースがある。 回収の見込みのない債権者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化等を妨げる一因となることから、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続きを適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 公債権については、時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅するのであるから、時効が完成した債権については、速やかに不納欠損処理を実施する事務を徹底されたい。</p>	<p>毎年4月及び5月の出納整理期間に年度分の時効消滅債権をまとめて不納欠損処理するという運用になっていましたが、これでは担当の引継ぎの際等に不納欠損漏れが生じる可能性が高いため、時効によって債権が消滅した場合には、都度不納欠損処理を行う運用に変更しました。</p>	措置等を講じた	生活支援課	保健福祉部	130
[債権番号:205] 5. 児童扶養手当返還金に係る未収債権について	⑤ 債権者の資力に関する調査について	指摘	<p>【現状・問題点】 履行延期の特約等をする場合には、本来であれば担保を提供させ、かつ、利息を付するものとされているが、無資力又はそれに近い状態にある場合等に限って担保提供、利息徴収して履行期限の繰り上げを免除できることとされているため、履行延期の審査にあたって債権者の資力の十分な調査を行う必要がある。 子ども福祉課では、生活困窮の状況にあると考えられる債権者に対する配慮等から債権者の資力の調査を必ずしも十分に行われておらず、5年以内に返還できる金額であれば、ほぼ無条件で承認していた。</p> <p>【結果】 監査実施の過程で、子ども福祉課は、「児童扶養手当過誤払金返還計画承認申請書」に添付する資料として「収支状況調査票」を導入した(平成30年1月使用開始)。これによって、履行延期の審査に先立って、債権者の資力を調査するための仕組みが整備されたところである。 今後は、履行延期の申請を受ける場合に、当該仕組みの適切な運用を徹底することにより、履行延期の審査の実効性を確保されたい。</p>	<p>平成30年1月から「児童扶養手当過誤払金返還計画承認申請書」に添付する資料として「収支状況調査票」を導入しました。引き続き、履行延期の審査にあたって債権者の資力調査が十分に行えるように適切な運用を徹底していきます。</p>	措置等を講じた	子ども福祉課	子ども部	149
[債権番号:208] 8. 屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権について	② 申請許可手数料の支払い時期について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市屋外広告物条例によると、屋外広告物許可申請手数料は当該許可の申請時に納付しなければならないとされている(同条例第49条第1項)が、所管課では次のような理由により申請者の負担軽減を図るため、許可書と納入通知書を同時に渡している。 i 設置する広告物等の区分、面積により申請手数料が算出されること。 ii 地域区分により設置許可の対象物件が異なること。 iii 申請者において手数料を算出し、申請の際に納付した場合、本来の手数料と誤差が生じること及び不許可処分の可能性が容易に考えられること。 iv 申請内容によっては手数料が多額になり、法人等では現金納付が困難であること。</p> <p>【結果】 申請許可手数料の支払時期は柏市屋外広告物条例第49条第1項に規定のとおり、「当該許可の申請をする際に納付」するものとして、実際にも、手数料の振込みが確認されない限り、許可を与えないという運用を徹底されたい。</p>	<p>今年度から納入が確認でき次第、許可書の発行をするように措置を講じました。</p>	措置等を講じた	道路総務課	土木部	178
[債権番号:301] 1. 訴訟費用に係る未収債権について	① 訴訟費用に係る未収債権の管理体制について	指摘	<p>【現状・問題点】 訴訟費用に係る未収債権は、柏市債権管理条例の適用対象となる債権である。訴訟費用に係る未収債権について、柏市債権管理条例第5条が規定する台帳は整備されていない。特に、柏市では訴訟費用の請求を開始したのが平成25年度以降からであり、今後も訴訟提起を含む法的手続の実施により、訴訟費用の請求件数が増加することが予想される。</p> <p>【結果】 現段階から、将来の訴訟費用の請求件数増加に備える目的も含め、債権管理条例及び債権管理条例施行規則が定める債権管理台帳を整備されたい。</p>	<p>訴訟費用に係る未収債権の債権管理台帳を整備しました(H30.6.30整備)。</p>	措置等を講じた	債権管理室	財政部	189

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	項目		指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	所管課	部局	報告 書 ページ
[債権番号:302] 2. 強制執行費用に係る未収債権について	① 強制執行費用に係る未収債権の管理について	ア. 債権管理台帳の未作成について	指摘	<p>【現状・問題点】 強制執行費用に係る未収債権は、柏市債権管理条例の適用対象となる債権である。しかし、強制執行費用に係る未収債権について、柏市債権管理条例第5条が規定する台帳は整備されていない。特に、柏市では強制執行費用の請求を開始したのが平成25年度以降からであり、今後も法的手続の履践により、強制執行の申立てが増加することに伴い、強制執行費用の請求件数が増加することが予想される。</p> <p>【結果】 現段階から、将来の強制執行費用の請求件数増加に備える目的も含め、債権管理条例及び債権管理条例施行規則が定める債権管理台帳を整備されたい。</p>	強制執行費用に係る未収債権の債権管理台帳を整備しました(H30.6.30整備)。	措置等を講じた	債権管理室	財政部	195
[債権番号:305] 5. 柏市立朋生園清掃委託業者の契約不履行による違約金に係る未収債権について	① 時効管理について	ア. 債権放棄手続について	指摘	<p>【現状・問題点】 違約金の請求に対しA社からの支払いがなかったため、柏市はA社に対し平成17年3月15日付けの督促状で違約金を支払うよう督促したものの、A社からの支払いはなかった。その後、柏市は、毎年度、違約金についての調定は行うものの、A社の居所が不明であることから、催告を一切行っていない。 消滅時効の起算日は業務委託契約解除日の翌日である平成17年2月4日であったが、その後、督促状が平成17年3月17日にA社に到達していることから、再度の消滅時効の起算日は時効中断日の翌日である平成17年3月18日になる。その後、消滅時効の中断が生じていないため、10年後の平成27年3月17日の経過をもって、違約金の消滅時効は完成している。 なお、平成28年10月18日に現地調査を行ったが、A社の実態は確認できず、A社は登記のみが存在し、活動していない可能性が高い。 回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化等を妨げる一因となることから、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続を適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 A社の財産を確認することはできず、回収に向けた手続をとっても回収可能性は極めて低い。他方で、違約金は私債権であるため、債務者による消滅時効の援用がなければ、債権は時効消滅しない。この点、A社の実態は既になく、今後、A社による消滅時効の援用の可能性は極めて低い。 したがって、柏市債権管理条例第8条第1項第1号「当該市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき」に該当するものとして、速やかに債権放棄手続をとられたい。 なお、柏市では、柏市債権条例第8条第1項第2号により、監査期間(平成29年12月7日)において債権放棄手続を行っている。</p>	今後、同様の事案が生じた場合は、柏市債権管理条例第8条第1項第1号により、速やかに債権放棄の手続を実施します。	措置等を講じた	障害福祉課	保健福祉部	215
		イ. 不納欠損処理について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市は、平成28年10月18日の現地調査の結果を受けて、A社に対する契約不履行による違約金について、平成28年11月14日付けで徴収停止処分を行い、柏市債権条例第8条第1項第2号により、平成29年12月7日に債権放棄手続を行っている。 しかし、A社に対する契約不履行による違約金については、平成27年3月17日の経過により消滅時効が完成しており、A社の活動実態もないことから、徴収停止処分時には既に柏市債権管理条例第8条第1項第1号により債権放棄手続をとることが可能である。 回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化等を妨げる一因となることから、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続を適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 柏市債権管理条例第8条第1項第1号を理由に債権放棄手続をとった上で、速やかに不納欠損処理を実施されたい。 なお、市所管課では、監査期間(平成30年1月19日)に不納欠損処理を行っている。</p>	今後、同様の事案が生じた場合は、速やかに柏市債権管理条例第8条第1項第1号の規定により債権放棄手続をとった上で、不納欠損処理を実施します。	措置等を講じた	障害福祉課	保健福祉部	216

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	所管課	部局	報告 書 ページ
[債権番号:307] 7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について	⑤ 指定管理者の家賃収納業務について	指摘	<p>【現状・問題点】 指定管理者が市営住宅等使用料の滞納債権について催告したり、交渉により当該債権を取り立てたり、又は、当該年度の市営住宅等使用料の月次徴収ができなかった債権の督促及び催告業務を実施したりする行為は、弁護士法第72条に定める弁護士等でない者の法律事務等の禁止に違反する可能性がある。 また、指定管理者に対する業務指示文書に記載している滞納管理業務についても、同様の恐れがあるものと考えられる。</p> <p>【結果】 指定管理者が行う「家賃徴収業務」のうち「徴収率向上」のための行為について、弁護士法第72条の規定（非弁護士の法律事務等の取扱禁止）に反しない範囲での行為であることを、所管課から指定管理者に指示する文書の中に明記するよう徹底されたい。また、指定管理者の業務実施に際して、指定管理者選定段階での業務提案書の内容を精査し、実際に行っている指定管理者の業務の中に非弁護士の法律事務等の取扱禁止に該当する業務を入居者に対して実施していないか、日報及び「滞納整理カード」の記載事項の閲覧や現場調査等により検証することを要望する。</p>	<p>次期指定管理者選考における募集要項や仕様書の内容を弁護士法に反しない範囲で家賃等収納業務を行うよう業務指示を改めました。 また、実際の業務遂行においては、月例報告にてその内容の確認や検証をしています。</p>	措置等を講じた	住宅政策課	都市部	232
[債権番号:308] 8. 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権について	② 撤去費用立替金に係る債権管理台帳について	指摘	<p>【現状・問題点】 撤去費用立替金の債権管理台帳には、債権管理条例第5条及び同施行規則第2条第1号から第8号に規定されている記載項目が設定されているが、実際に記載されていない項目があった。 これらの項目は、債権管理で使用している従来からの表計算ソフト(エクセル)の表により、確認可能な内容もあるようであるが、債権管理台帳には分納申請に基づき、分割納付を行っている実態が記録されていない。</p> <p>【結果】 住宅政策課が作成している債権管理台帳には、実際に分割納付を実施している事実やその履行状況について、適時適切に記録し、適正な債権管理に努められたい。</p>	<p>納付金額の確認記録だけでなく、分割納付の実施や履行状況等を債権管理台帳に記録し、今後は適時適切に管理します。</p>	措置等を講じた	住宅政策課	都市部	243
[債権番号:309] 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について	③ 不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権について	指摘	<p>【現状・問題点】 不法占拠に伴う損害賠償金について、退去日から損害賠償金の請求日までの期間が異なる案件があり、調定行為と請求行為の時期の期間の乖離が大きく、不適切な会計処理であったものと考えられる。 また、督促については遅滞なく行わなければならないが、催告も合理的な期間に実施しなければ債権の保全が困難になる。</p> <p>【結果】 不法占拠に伴う損害賠償金の債権を確保するためにも、財務規則に基づいた調定及び納入通知書の送付の手続きを遵守し、納付がなされない場合には速やかに督促を行い、催告を行われたい。そのためには財務規則の規定の周知徹底に努められたい。</p>	<p>今後、退去日及び損害賠償金が確定次第、速やかに調定を行い、債務者に対して納付請求するなど、財務規則に則り適切に事務を行います。</p>	措置等を講じた	住宅政策課	都市部	244
[債権番号:309] 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について	⑧ 督促状の指定期限について(指摘)	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則第43条第2項は「督促状には、督促状発付の日から起算して10日を経過した日(その日が指定金融機関等の営業日でない日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い指定金融機関等の営業日)を履行期限として指定しなければならない。」と規定している。しかし、例えば、平成26年8月5日に発付した督促状の履行期限の記載が同年月18日、平成29年3月14日に発付した督促状の履行期限の記載が同年月31日であり、いずれも発付の日から起算して15日前後の日付が履行期限として記載されていた。</p> <p>【結果】 今後、債務者及び保証人に対し、督促状の発付が必要になった場合には、柏市財務規則第43条第2項の規定に従った履行期限を記載されたい。</p>	<p>平成26年8月、平成29年3月に債務者へ送付した文書は「(再)催告書」であり、督促状とは違い、法的な履行期限はありません。 柏市高等学校等入学準備金貸付金は新規の貸付を実施しておらず、今後、債務者への督促状の送付を行うことはありません。 なお、今後別の債権において督促状を送付する際には、これまでどおり適切な履行期限を設け対応いたします。</p>	措置等を講じた	学校教育課	学校教育部	252

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	所管課	部局	報告 書 ページ
<p>[債権番号:310] 10. 青少年センター清掃委託者に対する債務不履行に基づく違約金に係る未収債権について</p>	<p>① 時効管理について</p>	<p>ア. 債権放棄手続について(指摘)</p>	<p>【現状・問題点】 違約金の請求に対しY社からの支払いがなかったため、柏市はY社に対し平成17年3月15日付けの督促状で違約金を支払うよう督促したものの、Y社からの支払いはなかった。その後、市所管課は、毎年度、違約金についての調定は行うものの、Y社の居所が不明であることから、催告を一切行っていない。 消滅時効の起算日は業務委託契約解除日の翌日である平成17年2月4日であったが、その後、督促状が平成17年3月17日にY社に到達していることから、再度の消滅時効の起算日は時効中断日の翌日である平成17年3月18日になる。その後、消滅時効の中断が生じていないため、10年後の平成27年3月17日の経過をもって、違約金の消滅時効は完成している。 なお、平成28年10月18日に現地調査を行ったが、Y社の実態は確認できず、Y社は登記のみが存在し、活動していない可能性が高い。 回収の見込みのない債権者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化等を妨げる一因となることから、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続を適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 Y社の財産を確認することはできず、回収に向けた手続をとっても回収可能性は極めて低い。他方で、違約金は私債権であるため、債務者による消滅時効の援用がなければ、債権は時効消滅しない。この点、Y社の実態は既になく、今後、Y社による消滅時効の援用の可能性は極めて低い。 したがって、柏市債権管理条例第8条第1項第1号「当該市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないときに該当するものとして、速やかに債権放棄手続をとられたい。 なお、柏市では、柏市債権条例第8条第1項第2号により、監査期間(平成29年12月7日)において債権放棄手続を行っている。</p>	<p>今後、同様の事案が生じた場合は、柏市債権管理条例第8条第1項第1号の規定により、速やかに債権放棄手続を行います。</p>	<p>措置等を講じた</p>	<p>生涯学習課</p>	<p>生涯学習部</p>	<p>256</p>
<p>[債権番号:311] 11. 市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権について</p>	<p>③ 営業許可の取消しについて</p>	<p>イ. 不納欠損処理について(指摘)</p>	<p>【現状・問題点】 市所管課では、平成28年10月18日の現地調査の結果を受けて、Y社に対する契約不履行による違約金について、平成28年11月14日付けで徴収停止処分を行った。その上で、柏市債権管理条例第8条第1項第2号、柏市債権管理条例施行規則第4条により、徴収停止から1年を経過した後、債権放棄手続を採る予定であるということである。 しかし、Y社に対する契約不履行による違約金については、平成27年3月17日の経過により消滅時効が完成しており、Y社の活動実態もないことから、徴収停止処分時には既に柏市債権管理条例第8条第1項第1号により債権放棄手続をとることが可能であった。 本来、徴収停止処分の効果は、地方自治法施行令第171条の2の訴訟提起や強制執行を採る義務の免除であり、消滅時効完成後に採られることは想定されていない。</p> <p>【結果】 柏市債権管理条例第8条第1項第1号を理由に債権放棄手続をとった上で、速やかに不納欠損処理を実施されたい。 なお、市所管課では、監査期間(平成30年1月19日)に不納欠損処理を行っている。</p>	<p>今後、同様の事案が生じた場合は、柏市債権管理条例第8条第1項第1号の規定により債権放棄手続を執り、速やかに不納欠損処理を行います。</p>	<p>措置等を講じた</p>	<p>生涯学習課</p>	<p>生涯学習部</p>	<p>256</p>
<p>[債権番号:311] 11. 市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権について</p>	<p>③ 営業許可の取消しについて</p>	<p>ア. 未許可営業に対する除去命令について</p>	<p>【現状・問題点】 市場施設使用料を滞納していた付属営業人Aに対して、市は平成25年3月31日に営業許可の取消しを行っているが、その後付属営業人は行方不明となり、営業許可を受けていない同付属営業人の従業員が、市の許可を得ずに同付属営業人の事業を引き継いでいる。そして、同付属営業人の従業員が、市場施設使用料の一部を市に納付していた。 柏市公設総合地方卸売市場業務条例によって、許可を受けていない若しくは市長が必要と認める者以外が営業行為を行うことは禁止されており、市は違反者に対し市場外への退去を命ずることができることから、速やかに退去を命じる必要がある。</p> <p>【結果】 市は、営業許可を得ていない者が事業を行っていることは容易に把握可能であり、無許可営業を容認する特段の事情も認められないと判断される場合、柏市公設総合地方卸売市場業務条例の規定に従い速やかに退去を命じられた。</p>	<p>本件事案は、すでに退去しており、現在無許可で営業を行っている事業者はありません。今後このような事実が発生した場合には、行政課と協議しながら特段の事情がない限り速やかに対応します。</p>	<p>措置等を講じた</p>	<p>公設市場</p>	<p>経済産業部</p>	<p>271</p>

平成29年度包括外部監査結果報告における指摘事項

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	所管課	部局	報告 書 ページ
[債権番号:312] 12. 滞納繰越分返納金に係る未収債権について	① 債権管理台帳の作成について	指摘	<p>【現状・問題点】 市所管課は、柏市債権管理条例第4条及び同規則第2条の規定に基づき、債権管理台帳に必要事項を記載し、又は記録しなければならない。 滞納繰越分返納金に係る未収債権の管理において、同規則第2条に規定された事項については、複数のファイル・文書で管理されており、台帳としての一覧性を保持して記録されていない。債権管理台帳は、柏市の債権を適正に管理する仕組みを遵守する運用の問題であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、滞納繰越分返納金が確定した段階で、一覧性を保持した台帳を整備する必要がある。</p> <p>【結果】 滞納整理簿は、適切な債権管理を行うために必要なものであり、市所管課は、所定の要件と基準を欠いた介護報酬の請求を受けた者に対し、少なくとも不当利得返還請求権を取得し、当該債権について債権管理台帳に登載する必要があることから、債権管理台帳を作成する事務を徹底されたい。</p>	平成30年2月に債権管理台帳を作成しました。	措置等を講じた	高齢者支援課 (監査実施時: 介護保険課)	保健福祉部	280
[債権番号:313] 13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について	① 学校給食センターにおける賄材料収入の債権管理(卒業生等対象)について カ. 沼南地域の小中学校への指導等のあり方について	指摘	<p>【現状・問題点】 学校給食センターは、今後、沼南地域の各小中学校の賄材料収入の徴収、督促、債権管理に関する指導等も併せて行う必要がある。まずは、各小中学校に対し行うべき業務を理解させ、必要な書式様式を定め、各小中学校が適切に運用管理できる体制の構築を支援する必要があるものとする。</p> <p>【結果】 学校給食センターは、今後、各小中学校における在校生の賄材料収入の未収債権管理及び滞納管理マニュアルの策定並びに研修会の開催等を行い、各小中学校において賄材料収入の債権管理事務に対する指導・業務支援等の徹底に努められたい。</p>	給食主任者研修会(平成30年2月)を通じて学校給食センターと共通の管理書類を配布し、債権回収に係る記録方法を各学校の徴収者へ説明を行いました。現在も指導・業務支援に取り組んでいます。	措置等を講じた	学校給食センター	学校教育部	294
[債権番号:316] 16. 高額療養費資金貸付金に係る未収債権について	① 高額療養費資金貸付金の時効管理について ア. 債権管理台帳の未整備について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市債権管理条例第5条において、規則で定めるところにより台帳を整備するものとし、同条例施行規則において債権管理台帳の必要的記載事項を定めている。しかし、高額療養費資金貸付金については、5名の債務者を除き、債権管理台帳が整備されていない。</p> <p>【結果】 柏市債権管理条例第5条及び柏市債権管理条例施行規則第2条が定める債権管理台帳を整備されたい。</p>	平成30年3月8日に高額医療費貸付金の債権放棄を行ったため、現状で管理すべき債権は存在しませんが、今後新たに貸付を行った場合は、債権管理台帳を作成します。	措置等を講じた	保険年金課	市民生活部	322